

死因究明・個人識別等法医学システム研究会規約細則（案）

（規約との関係）

第1条 死因究明・個人識別等法医学システム研究会規約（以下、「規約」という。）に定められたことのほかは、この細則によって行う。

（研究会開催）

第2条 規約第4条第1項第1号に規定する研究会を毎年1回以上行う。

2 前項のほか、会員が開催することを必要とみとめたものは、会長に開催することを要請できる。

3 研究会の開催に当たっては、幹事会で当番世話人を決定する。当番世話人は事務局と共同し、開催方法、日時、場所、所要時間、内容等を企画し、開催日の30日前までに会員に通知する。

（研究会参加資格）

第3条 規約第5条第3項に規定する研究会等への参加資格は以下の通り。

（1）学生会員

原則、次の条件を満たす学生会員は参加を認めるものとする。

①事前に事務局に参加申し込みをすること。なお、学生会員から参加費は徴収しない。

（2）正会員

原則、次の条件を満たす正会員は参加を認めるものとする。

①事前に事務局に参加申し込みをすること。

②年会費1,000円を納めていること。なお、正会員から参加費は徴収しない。

（3）非会員

原則、次の条件をすべて満たす非会員は参加を認めるものとする。

①事前に事務局に参加申し込みをすること。

②規約第5条に定める会員1名以上からの紹介を受けること。

③幹事会で承認を得ること。

④参加費1,000円を納めていること。

（会費・参加費）

第3条 規約第7条に規定する会費ならびに前条に規定する参加費は、総会時あるいは研究会開催時に現地にて納入することができる。

2 現地にて納入することができない場合、会費は入会年度内に、参加費は研究会開催前に指定口座への振り込みにより納めること。

(幹事会開催)

- 第4条 規約第8条に規定する幹事会は、会長が会務を総括する。
- 2 会長は、幹事のいずれかに会務の総理を委任することができる。
 - 3 幹事は、必要と認めるときは、会長に幹事会の開催を要請することができる。
 - 4 幹事会は対面あるいは通信によるオンライン（ハイブリッドを含む）またはメールによる審議により開催することができる。
 - 5 委任状を含めて、幹事の過半数の出席をもって成立し、審議事項は出席者の3分の2以上をもって原則決議とする。
 - 6 電子メールによる審議投票期間は発議より2週間以内とする。
 - 7 メール審議の回答がない場合は、依頼時にその扱いが特別に指定されていない限り棄権したものとみなす。